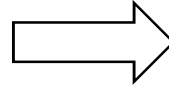


公立大学法人長野県立大学中期計画（骨子案）について

中期目標（法人が達成すべき目標）

- 「公立大学法人長野県立大学」が達成すべき業務運営の目標を知事が議会の議決を経て定め、法人に指示する。
- 中期目標の意義
中期計画を策定する際の指針



中期計画（目標を達成するための計画）

- 指示された目標を達成するための計画を法人が作成し、知事の認可を受ける。
- 中期計画の意義
自ら定めた具体的計画に従い、自主性・自律性をもって業務を実施

【中期目標 骨子】

第1 中期目標の期間

平成30年4月1日～平成36年3月31日の6年間

第2 教育研究等の質の向上に関する事項

- 1 教育
- 2 研究
- 3 地域貢献
- 4 海外交流

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- 1 運営体制の構築
- 2 組織・人事運営

第4 財務内容の改善に関する事項

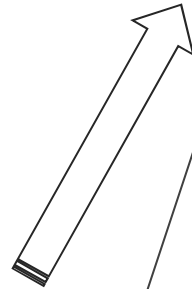
- 1 自主財源の増加
- 2 経費の節減及び資産の管理運用

第5 自己点検・評価及び情報の提供に関する事項

- 1 自己点検・評価の実施
- 2 積極的な情報発信

第6 その他業務運営に関する重要事項

- 1 施設設備の整備、活用等
- 2 安全管理
- 3 法令遵守等



【中期計画 骨子案】

第1 中期目標の期間

第2 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標 //

第4 財務内容の改善に関する目標 //

第5 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標 //

第6 その他業務運営に関する目標 //

第7 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

予算
へ
反映

第8 短期借入金の限度額

金額と想定される理由を記載

第9 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 想定なし

第10 第9の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 想定なし

第11 剰余金の使途

決算で剰余金が発生した場合の使途を記載

第12 その他県規則で定める事項

施設及び設備、積立金の使途・処分に関する計画、その他必要な事項を想定